

第6章 給水装置特殊器具の設置等に関する要綱

給水装置特殊器具の設置等に関する要綱

第1条 目的

この基準は、桐生市水道局（以下「水道局」という。）の給水区域内において設置される浄水器、活水器、アルカリイオン整水器等の器具（以下「給水装置特殊器具」という。）を水道法に基づく給水装置の一部として設置する場合について必要な事項を定めるものとする。

第2条 設置基準

- 一 給水装置特殊器具は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合したものでなければならない。
- 二 給水装置特殊器具の上流側に止水栓を設置するものとする。ただし、給水装置特殊器具の維持管理を容易に行うため必要な措置を講じたときは、この限りでない。
- 三 水質検査の実施及び給水装置特殊器具の故障時における給水の確保を目的として、給水装置特殊器具の上流側に、給水栓を設置するものとする。ただし、この目的のため必要な措置を講じたときは、この限りではない。
- 四 直結増圧式給水方式をとる共同住宅等に給水装置特殊器具を設置するときは、増圧給水設備の下流側に設置するものとする。
- 五 給水装置特殊器具は、水道メーターより下流側に設置するものとする。
- 六 給水装置特殊器具は、水道メーターの計量及び維持管理に支障をきたさない位置に設置するものとする。
- 七 給水装置特殊器具の設置に当たっては、上流側に逆止弁を設置すること。ただし、給水装置特殊器具本体が逆流防止基準を有している場合は逆止弁の設置は不要とする。

第3条 維持管理

- 一 給水装置特殊器具の使用者又は所有者は、製造業者等による定期的な保守点検等、当該機器を維持管理しなければならない。なお、水道局が保守点検状況の確認を求めた場合は、点検結果報告書等を速やかに提出するものとする。
- 二 給水装置特殊器具は、一年に1回以上の定期点検を行い、その記録は3年以上保存すること。
- 三 給水装置特殊器具に異常が生じたときは、速やかにその使用を中止し、適切な処置を施すものとする。

第4条 水質検査

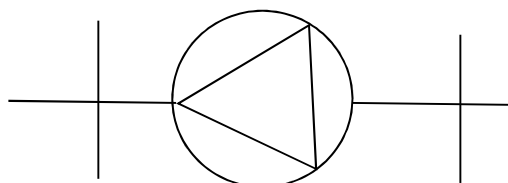
水質検査は、原則として給水装置特殊器具の上流側の給水栓において行うものとし、一年に1回以上の水質検査を行い、その記録は3年以上保存すること。

第5条 衛生管理

給水装置特殊器具の使用者又は所有者は、給水装置特殊器具の設置に伴い家屋内等に給水される水の遊離残留塩素が減少されること等により、衛生上の問題が生じる恐れがあることから、給水される水の衛生管理に努めなければならない。

第6条 その他

- 一 給水装置特殊器具を設置する場合は、製造業者等の損失水頭を考慮し、水理計算を行うものとする。
- 二 給水装置工事施工票（竣工図）に使用する給水装置特殊器具の表示記号は次のとおりとする。



給水装置特殊器具設置工事標準図(参考)

